

【問題】

次の文章を読んで、後記の【設問1】及び【設問2】に答えなさい。なお、各設問は独立しているものとする。

I

【事実】

1. A男とB女の夫婦には、C、D及びEの3人の子がいる。Aは、自己の所有する甲土地を駐車場として使用するとともに、甲土地の近くに所有する乙建物においてBと居住していた。C、D及びEは、いずれも成年に達するまでA及びBと乙建物に居住していたが、成年に達した後はA及びBとの同居を解消して独立している。
2. 2022年4月1日、Bが死亡し、Bの遺産はすべてAが取得するものとされた。
3. 2025年2月1日、Aが死亡し、C、D及びEの3人がAを相続した。Aは遺言を残していなかった。C、D及びEの間では、現在に至るまで、Aの遺産について遺産分割だけでなく、その使用方法についても協議はなされていない。
4. Cは、2025年6月1日、D及びEの承諾を得ることなく無断で、知人のFに対してFが甲土地を駐車場として使用することを承認した。Fは、甲土地上に自己の所有する自動車を駐車して、甲土地を独占的に使用している。

【設問1】【事実】1から4までを前提として、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。

- (1) Fが甲土地を使用している事実を知ったD及びEは、Fに対し甲土地の明渡しを請求した。D及びEのFに対する請求は認められるか。請求の根拠を明らかにした上で論じなさい。
- (2) D及びEは、甲土地をDが単独で使用する旨の決定をした上で、Fに対し甲土地の明渡しを請求した。D及びEのFに対する請求は認められるか。請求の根拠を明らかにした上で論じなさい。

II 【事実】1から4までに加えて、以下の経緯があった。

【事実】

5. Cは、成年に達した後は独立して会社員として働いていたが、2020年頃よりBが体調を崩すようになり、高齢のAが一人でBの介護を続けるのが困難になったことから、2021年3月末に会社を退職して、乙建物でA及びBと同居を開始した。Cは、乙建物においてBを介護し、さらにB死亡後はAを献身的に介護した。Aは、死亡するまで乙建物においてCと家族として共同生活を継続し、Cが乙建物に同居することに反対することはなかった。
6. Cは、Aが死亡し相続が開始した後も、乙建物に居住を続けている。

民法

〔設問2〕【事実】1から6までを前提として、次の問いに答えなさい。

D及びEは、Cに対し、乙建物の賃料相当額（月額21万円）の3分の1に相当する月額7万円の支払いをそれぞれ請求した。D及びEのCに対する請求は認められるか。請求の根拠を明らかにした上で、想定されるCの反論を踏まえて論じなさい。

（120点）